

三田市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(2) 広域連合条例第18条の保険料の額に係る通知書の引渡し</p> <p>(3) 広域連合条例第19条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付</p> <p>(4) 広域連合条例第19条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する兵庫県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(5) 広域連合条例第20条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付</p> <p>(6) 広域連合条例第20条第2項の保険料の減免の申請に対する兵庫県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(7) 広域連合条例第21条本文の申告書の提出の受付</p> <p><u>(8)</u> 前各号に掲げる事務に付随する事務</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条 省略 (市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) 広域連合条例第2条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(2) 広域連合条例第18条の保険料の額に係る通知書の引渡し</p> <p>(3) 広域連合条例第19条第2項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付</p> <p>(4) 広域連合条例第19条第2項の保険料の徴収猶予の申請に対する兵庫県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(5) 広域連合条例第20条第2項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付</p> <p>(6) 広域連合条例第20条第2項の保険料の減免の申請に対する兵庫県後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し</p> <p>(7) 広域連合条例第21条本文の申告書の提出の受付</p> <p><u>(8)</u> 広域連合条例附則第5号の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p><u>(9)</u> 前各号に掲げる事務に付随する事務</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>